

平成23年8月1日

お客様各位

ご案内

今回の7月28日から大雨により災害救助法の適用になったことを受け、当金庫は8月1日（月）より下記のとおり金融上の取扱を実施いたします。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合であっても預金者であることを確認して払戻しに応じます。
2. 届出の印鑑がない場合は、預金者であることを確認して拇印にて対応いたします。
3. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応いたします。
また、これを担保にしたご融資にも対応いたします。
4. 汚れた紙幣の引き換えに対応いたします。
5. 国債を紛失した場合の相談に応じます。

その他、手形の取立等お困りの事がございましたら、お気軽にご相談ください。

